

申請における誓約書兼同意書

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者名

仲卸業者人材確保支援事業補助金の交付申請にあたり、当法人は次に掲げるすべての項目について確認し、誓約及び同意します。なお、誓約及び同意した内容と事実について相違することが判明した場合には補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

項目（チェックをつけて下さい。）	
☐	「法令並びに本市の条例及び規則等に違反し処分を受けその処分期間が満了していない者」又は「補助金規則及びこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したことにより、市長が行った処分を受けてから 1 年を経過しない者」ではありません。
☐	横浜市税及び施設使用料等を滞納している者ではありません。
☐	市長へ提出が定められた各種報告書等について、遅滞なく提出をしています。
☐	公的団体からの国費又は公費による補助金の対象となった事業の経費、交付決定前の事業で発生した経費、ホームページ保守費その他経常的な運営経費、補助対象事業以外の用途にも使用できる備品購入費、補助対象事業との関連性及び必要性を客観的に説明できない経費等については、本補助金の対象経費に算入していません。
☐	対象経費の支払いは、原則「振込」「クレジットカード払い」以外の方法では行いません。また、補助対象経費の支払いが確認できる書類として、領収書のみでは認められず、銀行振込の場合は「振込が完了（予約は除く）したことがわかるもの」「口座の出金明細」等、クレジットカード払いの場合は申請者の「クレジットカードの明細」「口座の引き落とし明細」などが実績報告時に必要となることを了承します。
☐	就業体験については、労働関係法令及び安全衛生関係法令を遵守して実施します。
☐	親族や生計を同一とする者の採用、過去に在籍した社員等の再雇用を目的とした事業については、補助金の交付を受けられない又はすでに補助金を交付されていた場合は返金することに同意します。
☐	虚偽の申請・報告など、本事業の補助金交付に関して不正行為を行いません。また、補助金交付後に不正行為があると判明した場合、補助金の返還に応じます。
☐	実績報告については、市長が定めた日までに行います。なお、当該年度の末日までに実績報告ができなかった場合、補助金の交付申請については取下げたものとみなされ、交付決定については取消となることに同意します。
☐	補助金の交付については、実績報告の審査が通り、交付額確定後となることに同意します。